

太 産 経 第 508 号  
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖汐 守彦

市町村名 (市町村コード)	太子町 (28464)
地域名 (地域内農業集落名)	松尾地区 ( 松尾 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月15日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

地区の対象者48名(回収39名)の意向調査結果から見ると、農業者の平均年齢は71.7歳と高齢化が進み、農業に対する意欲や関心が薄れ、後継者のいない農業者は未定も含めると8割を超えて、農業を続けて行くには大変厳しい状況になっている。

また、現在の農地の利用については、一部の農地で水稻や野菜(畑地含む)を作付けしておりますが、農地全体の7割を保全管理が占めており、今後も農地を売りたい方や貸したい方が大半で、農地を維持していくことが益々困難になり、遊休農地の増加や農家離れが見込まれる。

この様な状況を解決するには、個人で農地を維持していくには限界があり、個人の農家だけでなく、非農家も含めた地域全体で農地を守る為に活動組織の立ちあげに取り組んで行く必要があります。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

現在の耕作者に配慮しながら、地域全体で農業に意欲のある定年退職者や若者を掘り起こし、新たな担い手を育成し、水稻を中心として、農業に取り組む。

また、活動組織等を立ち上げて、個々の農業経営から組織を中心とした、作業時間の短縮等の効率の良い営農体系の確立を目指し、地域住民の生活環境の整備を図るとともに、景観機能の確保や自然生態系の健全に配慮した農地・農道・水路等の整備を行い、美しい景観を形成する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を基本に、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域計画の範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

新たに担い手を育成し、農地の集積・集約化を図り、集団化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、農地中間管理機構を活用して、新たに育成する担い手に経営意向を踏まえて集約化を図る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

将来において、農作業の効率化や省力化を進めるには、周辺地域も含めた圃場整備が必要であり、研修会等を開催し、非農家も含めて意識改革を図る。

現在の農道や水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、適期に補修対策を行うなど 計画的な維持管理に努める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町及び県・JAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地の斡旋を支援する。

また、就農相談から定着まで切れ目がない取組を行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で、農作業の効率化を図るために、兵庫西農業協同組合等が提供している、農作業・農業機械・農業施設等の利用や委託も検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ① 地域内にイノシシ・シカ等の獣害が多発しており、国や県の補助事業を活用して、防護策の設置を検討していく。
- ③ 自動操作システムによる労働力の省力化・効率化を図るために、スマート農業を検討する。
- ⑦ 多面的機能直接交付金等、各種補助事業を活用し、取組団体において、畦畔の除草、水路維持・補修行う。